

史的重要性または自然美を有する地のためのナショナル・トラストとその評議会の権限を拡大すること、および他の目的のために一九〇七年から一九三九年のナショナル・トラスト法を修正する法律 (一九五三年五月六日)

一九〇七年のナショナル・トラスト法 (この法律では一九〇七年の法律という) によって史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラスト (この法律ではナショナル・トラストという) が設立された。

そしてナショナル・トラストは国民のために、美または史的重要性を有する土地と (建物をふくむ) 借地の永久保存を促進することを目的として、さらに土地に關しては (実施可能な限り) その自然形勢の特色と、動植物の生活を保存することを目的として設立された。

そして一九一九年のナショナル・トラスト慈善計画承認法、一九三七年のナショナル・トラスト法、および一九三九年のナショナル・トラスト法によりナショナル

ナル・トラストの目的は拡大され、より大きな権限がナショナル・トラストに与えられた。

そして一九〇七年の法律には、ナショナル・トラストの普通寄付会員の最低会費とその責任および支払いについての規定がふくまれている。そして上述の規定はこの法律が規定するように修正され、そして普通寄付会員の会費について、この法律にふくまれている規定は立法化されるのが適當である。

そして一九〇七年から一九三九年のナショナル・トラスト法に基づき、ナショナル・トラスト評議会に帰属する投資の権限は過度に制約されており、ナショナル・トラストの目的をいっそう効果的に実行するためには、上述の評議会の投資

の権限をこの法律の規定するように拡大するのが適當である。

そしてこの法律の目的は、国会の承認を得なくては達成されないものである。

ゆえに女王にはこの法律の立法化が御意にかなない、本国会で上院および下院の助言と同意、そしてその承認を得てつぎのように立法化されますよう。

第一条 (一) この法律は一九五三年のナショナル・トラスト法という。

(二) 一九〇七年から一九三九年のナショナル・トラスト法とこの法律はまとめて、一九〇七年から一九五三年のナショナル・トラスト法という。

第二条 主題または内容が別に必要としなければ、

「一九〇七年の法律」は一九〇七年のナショナル・トラスト法を意味する。「評議会」はナショナル・トラスト評議会を意味する。

「ナショナル・トラスト」は史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラストを意味する。

第三条 (一) 評議会は随時、ナショナル・トラストの普通寄付会員の資格に必要な年額会費の最低額を、議決により決定することができる。そしてその最初の議決の施行から、一九〇七年の法律の第十四条 (ナショナル・トラスト

トの構成) の (イ) は無効とする。

(二) 前項のいかなる部分も、会費が払われたときに、その額がそのときの普通寄付会員の資格として必要な最低年額会費を下回ることがなければ、年額会費の通用期間は (支払いが前項による破棄の先であれ、後であれ) 普通寄付会員としての地位に影響を与えることはない。

(三) 一九〇七年の法律の第十五条 (会費) は無効とする。

第四条 (一) 一九〇七年の法律の第二七条 (収益の運用) または第二八条 (元金) にふくまれているいかなることにもかわらず、評議会は (イ) 上述の第二七条で言及されている残高、または

(ロ) 資本金勘定により随時ナショナル・トラストが出し入れするその他の金銭を前述の (ロ) で言及されている金の場合、それに影響を与えるトラストの規定、またはそれに付随するかまたはその寄贈者の課す条件、指示または限定に従つて以下の投資物、有価証券、債券に投資することができる。一、受託者が法律により当分の間、信託資金を投資することが承認されている投資物

二、英国自治領、または保護領または米国の公債または国債

三、英国、英国自治領または保護領、または米國で登録されたか設立された法人、会社、公共企業体、投資信託会社、保險会社の預金、受領証書、社債、社債券、担保、または上述の法人、会社または団体によって発行され、保証された保証先取特権、優先株、普通株、据え置き株、あらゆる担保、また銀行または保險会社の場合は、払い込み請求または弁償に対する責任の有無に關係なく上述のもの。

(二) ナショナル・トラストは購入以外の手段でナショナル・トラストに譲渡される投資は、それがこの条の前述の規定によつて承認される性質のものでない場合も保有することができる。

(三) ナショナル・トラストによつてされた投資は、すべて一九〇七年の法律の規定に従つて任命された財政委員の助言と指示によりされる。

(四) 一九三七年のナショナル・トラスト法第四条の(ロ)項(ナショナル・トラストの権限の拡大)のうち、「トラスト基金の投資のための一般法則」は「一九五三年のナショナル・トラスト法第四条(投資の権限)と読みかえる。

第五條 この法律の申請および制定の準備その他に付随する費用はナショナル・トラストが支払い、その全部または一部を収益から支払うことができる。